仕 様 書

- 1 対象業務及び所在地
 - (1) 対象業務

八軒まちづくりセンター・八軒会館及び西健康づくりセンター機械警備業務

(2) 所在地

札幌市西区八軒1条西1丁目

2 履行期間

令和2年10月1日から令和7年9月30日まで

- 3 業務の内容
 - (1) 八軒まちづくりセンター・八軒会館及び西健康づくりセンター庁舎(以下、「まちづくりセンター等庁舎」という。) の有線通信機器による機械警備
 - (2) 火災、不法侵入、盗難等の事故発見及び初期処置並びに連絡
 - (3) その他、警備の遂行にあたって必要な事項で、委託者と受託者協議のうえ決定し文書確認された事項
- 4 警備時間
 - (1) 八軒まちづくりセンター・八軒会館

午後9時00分から翌日午前8時45分までとする。

ただし、年末年始(12月29日~1月3日) については、午前8時45分から翌日午前8時45分までとする。

(2) 西健康づくりセンター

午後8時30分から翌日午前9時30分までとする。

ただし、日曜日、祝祭日については午後6時から翌日午前9時30分までとする。 また、休館日(月曜日)及び年末年始(12月29日~1月3日)については、午前9時30 分から翌日の午前9時30分までとする。

5 警備機械の設置

受託者は、まちづくりセンター等庁舎に自動警報機器を設置し、警備時間中、当該警報機器により感知される異常の有無を警備本部において自動的に表示する機械設備の正常作動を受託者の本部において確認し得るに必要な機器を設置する。

また、当該機器については、八軒まちづくりセンター・八軒会館及び健康づくりセンターそれぞれ個別に警備を行い得るよう設置する。

なお、この設置された機器の所有権は受託者に帰属するものとする。

また、基地局の受信装置との間の通信回線には、断線時に対応できる機能を付加すること。

- 6 警備業務の対処
 - (1) 警備時間中、受託者は管制担当者を定め、受託者の本部に設置される機器表示盤によりま

ちづくりセンター等庁舎の異常の有無を間断なく監視し、警備の安全を確保する。

(2) 受託者は、警備時間中、前記(1)による方法でまちづくりセンター等庁舎に異常事態が発生したことを知ったときは、遅滞なく緊急要員を当該物件に急行せしめ、異常事態の確認を行い、必要な処置を執るものとする。

7 設置機器の保守管理等

- (1) 受託者は、前記5に定める機械設備に関し、正常な機能を維持するため毎月1回の保守点検を行い、また、毎日機械設備の正常な機能を点検し、万一、警報の故障により作動に異常を生じたときは、遅滞なく警備上の安全処置を講じるものとする。
- (2) まちづくりセンター等庁舎及び基地局に設置する機器の間に使用する通信回線は、まちづくりセンター等庁舎の既存の通信回線を使用すること。なお、通信回線使用料は、委託者の負担とする。
- (3) 設置した警報機器等の工事配線については、契約期間中、本契約業務遂行に支障が生じた場合は、受託者の負担により補修するものとする。
- 8 機器のき損・紛失

前記7にかかわらず、委託者は契約期間中、委託者の責に帰すべき事由により受託者の設置 した機器・部品をき損・紛失した場合は、その実費を受託者に支払うものとする。

9 契約の終了、中途解約における機器の撤去

契約終了後、または中途解約時において、まちづくりセンター等庁舎に設置された機器・部品の撤去に係る費用は、受託者の負担とする。

10 原状回復の義務

受託者は、機器の設置・修繕または撤去等にかかわる工事に伴い、まちづくりセンター等庁舎に損害を与えた場合は、原状に復さなければならない。

11 鍵の保管・管理

本契約の目的のため、委託者が受託者に貸し出した鍵は、受託者の責任のもとに保管されなければならない。なお、鍵の複製は禁止とし、紛失防止等の管理体制を徹底すること。また、契約終了後直ちに委託者に返却すること。

12 報告等の義務

- (1) 受託者は、月ごとに警備状況を記載した月報(任意の様式)を作成し、完了届とともに委託者へ提出すること。
- (2) まちづくりセンター等庁舎に異常事態が発生し、緊急要員を当該物件に急行した場合等は、速やかに八軒まちづくりセンターに文書をもって報告するものとし、必要に応じて指示を受ける。

13 環境負荷の低減に関する事項

本業務の履行においては、委託者である札幌市の環境マネジメントシステム及び環境関係法令に準じ、環境負荷の低減に努めること。

(1) 電気・水道等の使用にあたっては、極力節約に努めること。

- (2) 成果品に紙を使用する場合、再生紙を使用し、複数ページにわたる場合、原則として両面印刷とする。
- (3) 「札幌市グリーン購入基本方針」に基づく「札幌市グリーン購入ガイドライン」により環境負荷の低減を考慮した材料等を選定し、グリーン購入の推進に努めること。
- (4) 再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、生活環境の保全に努めること。

14 その他

- (1) 機器の設置工事に時間を要する場合など、機械警備を実施できない期間が生じる場合は、 委託者と協議のうえ、受託者の責任において機械警備に代わる警備体制をとること。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、相互に協議調整し、改善を図るものとする。





